

## 答 申 書

( 答 申 第 7 8 号 )

平成 1 7 年 3 月 2 9 日

### 1 審査会の結論

青少年保護育成条例に係る公文書のうち、別紙 1 に掲げる非開示部分のうち、別紙 2 に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは妥当である。

### 2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨 別紙 3 のとおり

### 3 審査会の判断

#### (1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

ア 本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の対象公文書は、平成 1 3 年度から平成 1 5 年度分までの北海道青少年保護育成条例(昭和 3 0 年北海道条例第 1 7 号。以下「育成条例」という。)第 5 条第 1 項第 3 号の指定図書の情報並びに北海道社会福祉審議会の児童福祉専門部会及び同審議会保護育成部会の会議記録(2 8 0 事案)並びに育成条例第 3 6 条に基づく一般からの申出に関する情報(2 7 9 事案)が記録された公文書(以下「本件公文書」という。)である。

イ 育成条例第 5 条第 1 項第 3 号は、知事が、図書類の内容の全部又は一部が、著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認め指定したものを有害図書類とする旨、規定している。

知事は、この指定をしようとするときは、育成条例第 3 4 条第 1 項第 1 号の規定により、北海道社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならないとされており、審議会には、北海道社会福祉審議会運営規程第 4 条により児童福祉専門分科会が置かれ、さらに当該分科会には、同規程第 5 条により保護育成部会が置かれている。

また、育成条例第 3 6 条は、何人でも興業、図書類又は広告物の全部又は一部が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけ、青少年の健全な育成を害するおそれがあると思料するときは、知事又は審議会に対し、その旨の申出をすることができるものと規定している。

本件公文書は、この有害図書の指定に関する文書及び北海道社会福祉審議会児童福祉専門分科会保護育成部会(以下「育成部会」という。)の会議に関する文書並びに一般からの申出に関する文書である。

#### (2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例(平成 1 0 年北海道条例第 2 8 号。以下「公開条例」という。)第 1 0 条第 1 項第 1 号に規定する非開示情報(以下「1 号情報」という。)、同項第 2 号に規定する非開示情報、又は同項第 6 号に規定する非開示情報(以下「6 号情報」という。)に該当するとして一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

異議申立人（以下「申立人」という。）は、本件処分のうち1号情報又は6号情報に該当するとして非開示とした別紙1の表の中欄に掲げる部分の取消しを求めていることから、本件処分のうち当該部分を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

本件諮問事案に係る異議申立ては、同一人からの開示請求であり、いずれも育成条例に関する文書に係るものであることから、当審査会は併合して審議することとした。

(3) 1号情報の該当性について

ア 公開条例第10条第1項第1号（以下「1号」という。）は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものを非開示情報として定めている。

イ 実施機関が本件処分において1号情報に該当するとして非開示としたのは、別紙1の表の279事案の番号1から6までの文書のうち同表の中欄に掲げる部分であり、これらの文書はいずれも育成条例第36条に基づく申出に関するものである。

実施機関は、当該公文書は、申出者が某図書について青少年の健全な育成を害するおそれがあると思料し、その旨の申出を行った文書であることから、当該公文書には、某図書に対する申出者個人の意見や評価が述べられているなど、当該公文書に関する情報は個人のプライバシーに属する情報であり、通常他人に知られたいと認められると主張している。

本件処分のうち、1号情報該当性について、以下検討することとする。

(ア) 別紙1の表の279事案の1の文書について

この文書は、「 在住法律事務所からの有害図書類に関する参考資料送付について」と題する平成15年2月3日付け報告書であり、報告書の鑑、某法律事務所から「青少年保護育成条例上の「不健全図書」・「有害図書」等に関する上申書」という件名で実施機関あてにファクシミリ送信された送信票及び上申書により構成されている。

このうち、実施機関が1号情報に該当するとして非開示としたのは、報告書の鑑に記載されている弁護士（以下「A氏」という。）の氏名、ファクシミリ送信票に記載されている発信人の欄のA氏ほか3名の弁護士、送信オペレーター2名の氏名及び上申書に記載されているA氏ほか3名の弁護士の氏名である。

(イ) 別紙1の表の279事案の2の文書について

この文書は、「 在住法律事務所に対する有害図書類調査結果の連絡について」と題する平成15年8月6日付け報告書であり、A氏に連絡した内容が記載されている。

このうち、実施機関が1号情報に該当するとして非開示としたのは、A氏の氏名である。

(ウ) 別紙1の表の279事案の3の文書について

この文書は、審議会への諮問を検討する内容の平成15年3月17日付け決定書であり、決定書の鑑、有害図書類の指定に関する情報提供として実施機関に送付された文書及び送付封筒により構成されている。

このうち、実施機関が1号情報に該当するとして非開示としたのは、送付文書に記載されている情報提供者（以下「B氏」という。）の氏名である。

(I) 別紙1の表の279事案の4の文書について

この文書は、「B氏からの情報提供に係る処理について」と題する平成15年7月28日付け報告書であり、(ウ)の情報提供に対する処理の内容が記載されている。

このうち、実施機関が1号情報に該当するとして非開示としたのは、B氏の氏名である。

(オ) 別紙1の表の279事案の5の文書について

この文書は、別途回答文を調製し、要請者に送付する旨の平成14年9月25日付け決定書であり、決定書の鑑、「個別広聴の処理について」と題する総合企画部政策室広報広聴課からの依頼文書、同課の「提案の広場」あてに送信された「有害図書指定のお願い」と題する電子メール文書及び「個別広聴の処理について」と題する環境生活部総務課長からの回付文書により構成されている。

このうち、実施機関が1号情報に該当するとして非開示としたのは、依頼文書に記載されている差出人（以下「C氏」という。）の住所及び氏名と、電子メール文書に記載されているC氏の氏名、住所、Eメールアドレス及び特定の個人が識別され得る記述に関する部分である。

(カ) 別紙1の表の279事案の6の文書について

この文書は、「個別広聴の処理について」と題する平成14年10月8日付け決定書であり、決定書の鑑、C氏に回答した文書及び「個別広聴の処理について」と題する総合企画部政策室長に対する(オ)の依頼文書に対する報告文書により構成されている。

このうち、実施機関が1号情報に該当するとして非開示としたのは、回答文書に記載されているC氏の氏名と報告文書に記載されているC氏の住所及び氏名である。

ウ 実施機関が非開示とした部分は、育成条例第36条に基づく一般からの申出に関し、通報した個人の氏名、住所、Eメールアドレス及び特定の個人が識別され得る記述（以下「通報者の氏名等」という。）である。

通報者の氏名等のうち特定の個人が識別され得る記述については、既に開示している情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報となると認められる。

通報者の氏名等の情報が開示されると、当該個人が通報したという事実が明らかとなり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたいと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

エ 申立人は、氏名や住所等の情報は、住民基本台帳上閲覧可能であり、自ら表札を掲示するなど秘匿の必要はないので開示すべきであると主張する。

しかしながら、住民基本台帳法では、何人も閲覧を請求できるとしても、一定の場合にはその請求を拒むことができるとされており、何人でも閲覧できる情報とはいえない。また、表札を掲示するか否かは、個人の主観的判断によるものであり、1号情報の該当性は、主観的判断のいかんを問わず、社会通念上他人に知られたいと情報か否かという客観的な基準により判断すべきであるため、申立人の主張は採用できな

い。

また、申立人は、弁護士への通報は公務行為として行われたものであり、「通常他人に知られたくないと認められる」情報とは考えられないと主張する。

しかしながら、弁護士であるからといって個人情報該当性が否定されるものではないことから、申立人の主張は採用できない。

さらに、申立人は、育成条例第36条の通報制度を自己の利己的な意図で濫用する者は、情報公開制度で保護されるべきではない。また、本件処分により非開示とされた情報が開示されなければ、育成条例の運用の適法妥当性を道民が検証できなくなると主張する。

しかしながら、開示請求があった公文書の開示・非開示を決定するに当たっては、当該公文書に記録された情報が非開示情報に該当するかどうかを審査して判断しなければならないものであり、そのほかの事柄によって判断するものではないから、申立人の主張を採用することはできない。

#### (4) 6号情報の該当性について

ア 公開条例第10条第1項第6号(以下「6号」という。)は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものを非開示情報として定めている。

イ 実施機関が本件処分において6号情報に該当するとして非開示としたのは、別紙1の表の279事案の番号11、16、20及び23の文書並びに280事案の番号8、14、19、23、27及び30の文書のうち同表の中欄に掲げる部分であり、これらの文書はいずれも育成条例第5条第1項第3号に基づく有害図書の指定に関するものである。

実施機関は、これらを開示することにより、当該審議会の公正又は円滑な会議の運営が著しく困難になると主張している。

本件処分のうち、6号情報該当性について、以下検討することとする。

#### (ア) 別紙1の表の279事案の11の文書について

この文書は、平成14年10月30日に開催された、育成部会の開催結果及び答申の報告書であり、報告書の鑑、開催結果概要、会議次第、出席者名簿及び有害図書の指定に係る答申等により構成されている。

このうち、実施機関が6号情報に該当するとして非開示としたのは、概要のうち審議結果の議決状況と意見・質疑等のうち発言した委員名、事務局名の部分である。

#### (イ) 別紙1の表の279事案の16の文書について

この文書は、平成14年12月12日付け有害図書類の指定に関する決定書であり、決定書の鑑、同日に開催された育成部会の開催結果概要、会議次第、出席者名簿、有害図書の指定に係る答申及び指定に関する通知文等により構成されている。

このうち、実施機関が6号情報に該当するとして非開示としたのは、概要のうち審議結果の議決状況の部分である。

(ウ) 別紙 1 の表の 279 事案の 20 の文書について

この文書は、平成 15 年 3 月 20 日付け有害図書類の指定に関する決定書であり、決定書の鑑、平成 15 年 3 月 17 日に開催された育成部会の開催結果概要、会議次第、出席者名簿、有害図書の指定に係る答申及び指定に関する通知文等により構成されている。

このうち、実施機関が 6 号情報に該当するとして非開示としたのは、概要のうち審議結果の議決状況と各委員の意見等のうち発言した委員名の部分である。

(I) 別紙 1 の表の 279 事案の 23 の文書について

この文書は、平成 15 年 7 月 29 日付け有害図書類の指定に関する決定書であり、決定書の鑑、平成 15 年 7 月 24 日に開催された育成部会の開催結果概要、会議次第、出席者名簿、有害図書の指定に係る答申及び指定に関する通知文等により構成されている。

このうち、実施機関が 6 号情報に該当するとして非開示としたのは、概要のうち審議結果の議決状況の部分である。

(オ) 別紙 1 の表の 280 事案の 8 の文書について

この文書は、平成 13 年 11 月 12 日に開催された育成部会の開催結果の報告書である。

このうち、実施機関が 6 号情報に該当するとして非開示としたのは、主な質疑のうち発言した委員名、事務局名の部分である。

(カ) 別紙 1 の表の 280 事案の 14 の文書について

この文書は、(ア)の文書と同一のものであり、実施機関が 6 号情報に該当するとして非開示としたのは、(ア)と同様である。

(キ) 別紙 1 の表の 280 事案の 19 の文書について

この文書は、(イ)の文書と同一のものであり、実施機関が 6 号情報に該当するとして非開示としたのは、(イ)と同様である。

(ク) 別紙 1 の表の 280 事案の 23 の文書について

この文書は、平成 15 年 2 月 3 日付け有害図書類の指定に関する決定書であり、平成 15 年 1 月 30 日に開催された育成部会の開催結果概要、会議次第、出席者名簿、有害図書の指定に係る答申及び指定に関する通知文等により構成されている。

このうち、実施機関が 6 号情報に該当するとして非開示としたのは、概要のうち審議結果の議決状況の部分と意見等のうち発言した委員名、事務局名及び委員名が特定される記述の部分である。

(ケ) 別紙 1 の表の 280 事案の 27 の文書について

この文書は、(ウ)の文書と同一のものであり、実施機関が 6 号情報に該当するとして非開示としたのは、(ウ)と同様である。

(コ) 別紙 1 の表の 280 事案の 30 の文書について

この文書は、(I)の文書と同一のものであり、実施機関が 6 号情報に該当するとして非開示としたのは、(I)と同様である。

ウ 実施機関は、有害指定された図書類は、青少年への販売等が禁止されることから、有害指定に関し意見を述べる役割を担う当該審議会は、中立・公平性、判断の適正性の確保が特に要求されることから、当該審議会の特定委員の発言内容や議決状況が特

定されると、委員が外部の関係者から自分に対して何らかの働きかけが行われたり、自分個人の責任が問われたりするなどの事態が発生することをおそれ、また、審議の過程における自己の意見表明がその指定により関係者に何らかの影響を与えることを危惧することも生じ得るのであり、このような心理的影響から自由かつ活発な意見の交換が阻害され、その結果、委員の中立・公平性、判断の適正性自体が損なわれる事態が生じ、当該審議会の公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にすることを否定できない。

また、有害指定は育成条例などに規定された客観的な基準に基づき行われるものであるが、図書に記載された表現内容が基準に適合するかどうかを判断するうえで、表現内容に対する委員個人の評価を行わなければならないことから、特に、委員の中立・公平性、判断の適正性を十分に発揮できる環境を確保する必要があると説明する。

議決状況、発言委員の氏名及び委員名が特定される記述（以下「委員の氏名等」という。）を開示すると、既の開示している審議結果や発言内容から、どの委員の意見かが明らかとなることから、委員の率直な意見、感想等に対し、外部から圧力や干渉等の影響が及ぶことも予想され、自由闊達な意見交換や審議会の中立性が不当に損なわれることによって、今後の審議会の公正又は円滑な会議の運営が損なわれるおそれがあると認められるため、6号情報に該当するものと判断する。

実施機関は、委員の氏名等のほかに発言した事務局名についても6号情報に該当するとして非開示としているが、本件処分の理由説明において特にその理由を説明していないため、実施機関に確認したところ、事務局名を開示すると委員の発言部分が特定されるため、育成部会のように小人数の委員の会議の場合、発言した委員が推測されるおそれが高くなり、委員の氏名等を開示した場合と同様に当該審議会の公正又は円滑な会議の運営を著しく困難にするおそれがあると説明する。

しかしながら、非開示とした部分は、いずれも委員の質問に対する事務局の発言部分を特定するものであるが、その発言は、会議を円滑に運営する事務局の立場での発言であり、これを開示すると委員の発言部分は特定されるものの、委員の氏名等は非開示であり、発言した委員が特定されるものではないので、今後の審議会の公正又は円滑な会議の運営が損なわれるおそれがあるとまでは認めることはできない。

したがって、事務局名については、6号情報に該当しないものであり、開示することが妥当である。

エ 申立人は、審議会の委員名は一般に公表されている情報であり、別の開示請求で明らかにされているので、本件処分を取り消し開示すべきであると主張している。

しかしながら、本件処分における委員名は、発言内容と結びつくことにより非開示情報に該当するものであるため、異議申立人の主張は採用できない。

また、申立人は、公開条例第26条において、実施機関に置く附属機関及びこれに類するものの会議は、原則公開となっており、非公開はこれに違反していると主張している。

しかしながら、同条ただし書において、会議を公開することが適当でない認められるときは、この限りでないとしてされており、申立人の主張は採用できない。

なお、非公開の会議の会議録が開示請求された場合には、公開条例の規定によりその内容によって開示・非開示を判断するものである。

(5) 申立人のその余の主張について

ア 申立人は、本件処分により非開示とした情報を公開条例第11条に規定する公益上の必要があるとして、開示すべきであると主張している。

しかしながら、同条は、人の生命、身体、健康又は生活の保護のためという公益上の必要性を個別、具体的に比較考量して判断するものであり、本件処分はこれに当たらないものであるので、申立人の主張は採用できない。

イ また、申立人は、公開条例第18条に規定する第三者に対する意見書提出の機会の付与等を行っておらず、第三者が開示に反対の意思表示を明示していないのに非開示としたことは違法であると主張する。

同条は、公文書に第三者に関する情報が記録されている場合、当該第三者の権利利益を保護するために意見書提出の機会の付与等について定めたものであり、同条第1項は、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができると規定しており、その趣旨は、実施機関が開示・非開示を判断するため必要な情報を第三者から任意的に求めるものである。また、同条第2項は、当該第三者に意見書を提出する機会を与えなければならないと規定しており、その趣旨は、本来は非開示情報であるものを公開条例第11条の規定により、人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があることから開示しようとする場合に、第三者に意見書提出の機会を付与することを実施機関に義務づけたものである。

本件処分は、実施機関が当該第三者に意見書の提出を求めるまでもなく、非開示情報に該当するものと判断し決定したものであり、同条の規定による第三者への意見書提出の機会を付与する必要がなかったことから、申立人の主張は採用できない。

ウ さらに、申立人は、育成条例が不適切な運用又は濫用がなされると日本国憲法（以下「憲法」という。）上の権利である言論の自由等が侵害されると主張している。

しかしながら、それは育成条例の適切な運用により解決されるべき問題であり、当審査会としては、あくまでも公開条例の規定により判断するものであるので、申立人の主張は採用できない。

エ なお、申立人のその余の主張については、公開条例の解釈適用を左右するものではないと考えられるものであることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成15年11月20日	諮問書の受理（諮問番号279） 実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 公文書 開示請求書の写し、 公文書一部開示決定通知書の写し、 異議申立ての概要、 理由説明書）の提出
平成15年12月 1 日	諮問書の受理（諮問番号280） 実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 公文書 開示請求書の写し、 公文書一部開示決定通知書の写し、 異議申立ての概要、 理由説明書）の提出
平成15年12月 3 日	新規諮問事案の報告 本件諮問事案の審議を第二部に付託
平成16年 1 月13日 （第二部会）	実施機関から本件処分の理由等を聴取 異議申立人の意見陳述 異議申立人から意見書の提出 審議
平成16年 2 月23日 （第二部会）	実施機関から補足説明等を聴取 審議
平成16年 3 月15日 （第二部会）	審議
平成16年 4 月19日 （第二部会）	審議
平成16年 9 月22日 （第二部会）	審議
平成16年11月25日 （第二部会）	審議
平成16年12月15日 （第二部会）	審議
平成17年 1 月12日 （第二部会）	審議
平成17年 2 月 8 日 （第二部会）	審議
平成17年 3 月 2 日 （第二部会）	審議
平成17年 3 月25日 （第65回審査会）	答申案審議
平成17年 3 月29日	答申



## 別紙 1

## 本件処分における非開示部分

## 279 事案

番号	対象公文書	非開示とした部分	該当条項
1	在住法律事務所からの有害図書類に関する参考資料送付について（平成15年2月3日付報告書）	A氏及びA氏以外の氏名に関する部分	公開条例第10条第1項第1号
2	在住法律事務所に対する有害図書類調査結果の連絡について（平成15年8月6日付報告書）	A氏の氏名に関する部分	公開条例第10条第1項第1号
3	審議会への諮問を検討する旨の決定書（平成15年3月17日付決定）	B氏の氏名に関する部分	公開条例第10条第1項第1号
4	B氏からの情報提供に係る処理について（平成15年7月28日付報告書）	B氏の氏名に関する部分	公開条例第10条第1項第1号
5	別途回答文を調製し、要請者に送付する旨の決定書（平成14年9月25日付決定）	C氏の氏名、Eメールアドレス、住所及び特定の個人が識別され得る記述に関する部分	公開条例第10条第1項第1号
6	個別広聴の処理について（平成14年10月8日付決定書）	C氏の氏名及び住所に関する部分	公開条例第10条第1項第1号
11	北海道社会福祉審議会・児童福祉専門分科会・保護育成部会の開催結果及び答申について（平成14年10月31日付報告書）	当該審議会の議決状況及び「意見・質疑等」のうち発言した委員名、事務局名	公開条例第10条第1項第6号
16	有害図書類の指定について（平成14年12月12日付決定書）	当該審議会の議決状況	公開条例第10条第1項第6号
20	有害図書類の指定について（平成15年3月20日付決定書）	当該審議会の議決状況及び「各委員の意見等」のうち発言した委員名	公開条例第10条第1項第6号
23	有害図書類の指定について（平成15年7月29日付決定書）	当該審議会の議決状況	公開条例第10条第1項第6号

## 280 事案

番号	対象公文書	非開示とした部分	該当条項
8	北海道社会福祉審議会児童福祉専門分科会保護育成部会の開催結果について（平成13年11月13日付報告書）	発言した委員名及び事務局名	公開条例第10条第1項第6号
14	北海道社会福祉審議会・児童福祉専門分科会・保護育成部会の開催結果及び答申について（平成14年10月31日付報告書） 279事案11と同一文書	当該審議会の議決状況及び「意見・質疑等」のうち発言した委員名、事務局名	公開条例第10条第1項第6号
19	有害図書類の指定について（平成14年12月12日付決定書） 279事案16と同一文書	当該審議会の議決状況	公開条例第10条第1項第6号
23	有害図書類の指定について（平成15年2月3日付決定書）	当該審議会の議決状況及び「意見等」のうち発言した委員名、事務局名及び委員名が特定される記述	公開条例第10条第1項第6号
27	有害図書類の指定について（平成15年3月20日付決定書） 279事案20と同一文書	当該審議会の議決状況及び「各委員の意見等」のうち発言した委員名	公開条例第10条第1項第6号
30	有害図書類の指定について（平成15年7月29日付決定書） 279事案23と同一文書	当該審議会の議決状況	公開条例第10条第1項第6号

## 別紙 2

## 本件公文書に記録されている情報のうち6号情報に該当しない部分

対象公文書	6号情報に該当しない部分
別紙1の279事案の番号11の文書	「意見・質疑等」のうち発言した事務局名
別紙1の280事案の番号8の文書	発言した事務局名
別紙1の280事案の番号14の文書	「意見・質疑等」のうち発言した事務局名
別紙1の280事案の番号23の文書	「意見等」のうち発言した事務局名

別紙 3

異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

1 異議申立ての経過等

- (1) 平成15年 8月 6日 本件開示請求1
- (2) 平成15年 8月13日 本件開示請求2
- (3) 平成15年 8月20日 本件開示請求1に対する公文書一部開示決定
- (4) 平成15年 8月27日 本件開示請求2に対する公文書一部開示決定
- (5) 平成15年10月 9日 本件異議申立て1
- (6) 平成15年10月27日 本件異議申立て2

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、非開示決定処分を取り消すとの決定を求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア 279事案

- 1 A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、Kの全部又はいずれか一つの理由が該当するため、実施機関の処分は違法又は不当である。
- 2 A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、Kの全部又はいずれか一つの理由が該当するため、実施機関の処分は違法又は不当である。
- 3 A、B、C、D、G、H、I、J、K、Lの全部又はいずれか一つの理由が該当するため、実施機関の処分は違法又は不当である。
- 4 A、B、C、D、G、H、I、J、K、Lの全部又はいずれか一つの理由が該当するため、実施機関の処分は違法又は不当である。
- 5 A、B、C、D、G、H、I、J、K、L、Mの全部又はいずれか一つの理由が該当するため、実施機関の処分は違法又は不当である。
- 6 A、B、C、D、G、H、I、J、K、L、Mの全部又はいずれか一つの理由が該当するため、実施機関の処分は違法又は不当である。
- 11 A、D、K、N、O、P、Q、R、S、T、U、Vの全部又はいずれか一つの理由が該当するため、実施機関の処分は違法又は不当である。
- 16 A、D、K、N、O、P、Q、R、S、T、U、Vの全部又はいずれか一つの理由が該当するため、実施機関の処分は違法又は不当である。
- 20 A、D、K、N、O、P、Q、R、S、T、U、Vの全部又はいずれか一つの理由が該当するため、実施機関の処分は違法又は不当である。
- 23 A、D、K、N、O、P、Q、R、S、T、U、Vの全部又はいずれか一つの理由が該当するため、実施機関の処分は違法又は不当である。

番号は公文書一部開示決定通知(平成15年8月20日付文青563号)の公文書整理番号